

ID: 34

担当部署: 総務課

| | | | |
|--|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 手数料の徴収 | | |
| 例規名 根拠条項 | 八頭町手数料徴収条例 第3条 | | |
| 例規番号 | 平成17年条例第67号 | | |
| <p>【根拠条文】 (徴収の時期等) 第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事項についての申請があった際又は当該申請に係る書類の交付の際に、申請者からこれを徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (徴収すべき事項及び金額) 第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 2以上の事項を同一紙に証明するときは、1事項ごとに1件とする。 3 同一の事項を2以上証明するときは、1通ごとに1件とする。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 26 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |